

2019年11月8日

株主各位

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
新晃工業株式会社  
代表取締役社長 武田昇三

### 第71期中間配当金の支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年11月8日開催の当社取締役会決議により、第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおりとなりますので、ご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

当社定款第38条の規定にもとづき、2019年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に次のとおり中間配当金を支払う。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 中間配当金          | 1株につき金20円     |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2019年12月3日（火） |

以 上

---

#### 中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いに関する書類は、きたる12月2日（月）にお届出ご住所あてお送り申しあげる予定でございます。